

平成21年(行コ)第213号

公金支出差止等請求(住民訴訟)控訴事件

控訴人ら 深澤洋子外36名

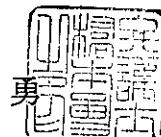
被控訴人ら 東京都知事外4名

被控訴人ら準備書面(5)

平成24年12月21日

東京高等裁判所第5民事部 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 橋本



被控訴人ら指定代理人

和久井 孝太郎



同

江村 利明



同

村木 健司



(本件連絡担当)

被控訴人東京都知事指定代理人

古賀



被控訴人東京都知事及び東京都都市整備局総務部
企画経理課長指定代理人

池内光



落合秀光



田中卓也



被控訴人東京都知事及び東京都建設局総務部
企画計理課長指定代理人

福島輝



今井徳彦



加賀美



小松篤司



舛原邦明



富澤房雄



池田隆司



被控訴人東京都財務局經理部總務課長事務取扱
担当部長指定代理人

永 易 秀



持 田 哲



被控訴人東京都水道局長指定代理人

田 代 則



久賀谷 郁



芦 田 裕



寺 内 皓



被控訴人らは、控訴人ら準備書面(1)等における新たな主張に反論とともに、嶋津暉之証人、関良基証人（以下それぞれ「嶋津証人」、「関証人」といい、両人の平成24年8月7日の口頭弁論期日と一体の証人尋問調書を、それぞれ「嶋津証人調書」、「関証人調書」という。）の尋問結果を踏まえて、従来の主張を整理して、弁論を準備する。

なお、被控訴人らの従来の主張の整理に当たっては、敢えてこれを再掲したところ、或いはこれを要約的に述べたところもあるが、基本的には、繰り返しを避け、被控訴人ら準備書面及び原審における被告準備書面（以下単に「被告準備書面」という。）の該当箇所を指摘するにとどめることとした。

また、略語等は特に本書面において読み替えるもののほか、被控訴人ら準備書面の従前の例による。

I はじめに

1 本訴における控訴人らの請求の内容は、① 被控訴人水道局長が、建設費負担金、水特法負担金及び基金負担金を支出することの差止め、② 被控訴人水道局長が、国土交通大臣に対し本件ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認、③ 被控訴人知事が被控訴人課長らに支出命令をさせないこと、④ 被控訴人課長らが、各負担金を支出命令することの差止め、及び⑤ 既に支出された各支出相当額について、被控訴人知事は都知事であった石原慎太郎に対し、被控訴人水道局長は水道局長であった飯嶋宣雄、高橋功に対して、それぞれ損害賠償請求すること、と整理される（被控訴人ら準備書面(1)9頁）。

2 しかしながら、控訴人らのかかる主張の実質は、国が行った各計画等の不当をいうものであり、住民訴訟制度の目的を逸脱するものであるから、かかる訴えそのものが全体として失当であること、また個別の請求（上記①ないし⑤）について見ても、②及び③の請求が不適法な訴えとして却下されるべきであること、本件財務会計行為には何ら違法がなく、①、④及び⑤の請求が理由のないものとして棄却されるべきであることは、いずれも被控訴人らが既に主張したとおりである（被控訴人ら準備書面(1)10頁から22頁まで、被告ら準備書面(15)10頁から21頁まで、同75頁から82頁まで）。

II 利水関係について

第1 建設費負担金（特ダム法負担金）（利水負担金）に係る控訴人らの主張について

1 大臣納付通知に従う義務について

控訴人らは、被控訴人水道局長に、利水の必要性の有無にかかわらずダム使用権設定申請をしている以上、大臣の納付通知に従う義務があるとの原判決の判断を誤りだと主張する（控訴理由書17頁）。

しかしながら、その主張に理由がないことは、原審準備書面(3)の1頁、被控訴人ら準備書面(1)の4頁で主張したとおりである。

2 ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使について

控訴人らは、特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という。）12条のダム使用権設定を取り下げる権利は申請者において自由に行使できると主張する（控訴理由書17頁）。

しかし、ダム使用権は自由に設定したり、取り下げたりすることができるものではないこと等、その主張が失当であることは、被控訴人ら準備書面(1)の4頁から5頁までで主張したとおりである。

3 「財務会計法規上の義務」について

控訴人らは、都には、八ッ場ダムによる利水上の利益はないから都が建設費負担金（特ダム法負担金）を支出することは、地方自治法2条14項、同法138条の2、地方財政法4条1項、地方公営企業法6条等に違反した違法な支出となると主張する（控訴理由書17頁）。

しかし、控訴人らの主張がその前提を欠き、失当であることは、被控訴人ら準備書面(1)の5頁で主張したとおりである。

4 「環境保護法令違反の違法」について

控訴人らは、原判決が、八ッ場ダム建設事業が環境保護法令に違反する違法な事業であるか否かについて判断しなかった点を誤りだと主張する（控訴理由書18頁）。

しかし、控訴人らの主張が前提を欠き、失当であることは、被控訴人ら準備書面(1)の6頁で主張したとおりである。

5 ダム使用権設定申請時の判断について

控訴人らは、都が昭和60年11月9日、建設大臣に対して特ダム法15条に基づき八ッ場ダム使用権設定を申請した際にその「要否を慎重に検討判断した」とする原判決の判示を非難する（控訴理由書19頁）。

しかしながら、控訴人らのこの指摘が的外れであり、失当であることは、被控訴人ら準備書面(1)の6頁で主張したとおりである。

6 負担金支出行為の違法性の具体的判断基準について

控訴人らは、裁量逸脱の有無の司法審査の基準や、本件の場合の判断基準と具体的考慮要素等について、縷々主張している（控訴理由書19頁から28頁まで）。

しかしながら、いずれも控訴人ら独自の見解であって失当であるほか、控訴人らの主張に理由がないことは、被控訴人ら準備書面(1)の6頁から8頁までで主張したとおりであって、本件に適用されるべき1日校長事件最高裁判決の判断基準に照らせば、利水を目的として都がハッ場ダムの建設費用を負担することに違法性がないことは明らかである。

7 原判決の裁量審査に誤りがあるとする点について

この点についての主張（控訴人ら準備書面(4)）は控訴人ら独自の見解というほかなく、認否・反論の必要を認めない（被控訴人ら準備書面(1)8頁）。

第2 利水上の必要性に係る控訴人らの主張について

1 平成15年12月の水道需要予測について

(1) 水道需要予測手法について

控訴人らは、都の水道需要予測手法について、原審判決を論難する（控訴理由書39頁から40頁まで）が、都の予測手法が合理的であることは、被控訴人ら準備書面(2)（37頁から47頁まで）、被告ら準備書面(6)（9頁から22頁まで）において主張したとおりである。

(2) 計画負荷率について

控訴人らは、負荷率の実績値は上昇傾向にあるとして都の設定する負荷率が低すぎると主張するものようである（控訴理由書38頁、44頁から46頁まで）が、安定給水確保を重視し、実績期間内の最低値を計画負荷率として設定することが妥当であることは、被控訴人ら準備書面(2)（48頁から51頁まで）、被告ら準備書面(16)（29頁から32頁まで）において主張したとおりである。

(3) 予測値と実績値の差について

控訴人らは、都が推計した計画一日平均使用水量は実績との間に差が生じており、このような差が生じている以上、これは予測ミスであるなどと主張する（控訴理由書31頁、40頁から42頁まで、控訴人ら準備書面(7)3頁、4頁から6頁まで、控訴人ら準備書面(11)6頁から7頁まで、嶋津証人調書2頁）が、都が推計した計画一日平均使用水量は合理的な手法・考え方に基づき算出しており、控訴人らの主張に理由がないことは、被控訴人ら準備書面(2)（47頁から48頁まで）、被告ら準備書面(16)（24頁から25頁まで）において主張したとおりである。

また、控訴人らは、節水型機器の普及による使用水量の減少は今後も一定程度続くことは確実であると主張し、原審判決を論難する（控訴理由書42頁から44頁まで、控訴人ら準備書面(2)8頁）が、節水型機器の普及による使用水量の減少を示す実証的根拠はなく、この主張は、曖昧な推論によって都の推計を非難するものにすぎないことは、被控訴人ら準備書面(2)（47頁から48頁まで）において主張したとおりである。

(4) 計画再検討義務について

控訴人らは、第五次フルプラン改定に際しても見直しを行ってお

らず計画再検討義務を放棄しているなどと主張する（控訴理由書29頁から39頁まで、46頁から47頁まで、控訴人ら準備書面(7)6頁から7頁まで、16頁から19頁まで、控訴人ら準備書面(1)7頁から8頁まで、嶋津証人調書3頁）が、計画再検討義務が生じていないことは、被控訴人ら準備書面(2)（51頁から52頁まで）、被告ら準備書面(16)（32頁から33頁まで）において主張したとおりである。

2 水道需要予測に関する調査研究委託について

控訴人らは、水道需要予測に関する調査研究委託について種々論ずる（控訴人ら準備書面(7)3頁から4頁まで、7頁から16頁まで、控訴人ら準備書面(1)5頁から6頁まで、控訴人ら準備書面(2)8頁、嶋津証人調書3頁から6頁まで）が、控訴人らの主張がそれ自体失当であることは、被控訴人ら準備書面(2)（31頁、35頁）において主張したとおりである。

3 「東京水道施設再構築基本構想」に示した将来の水道需要の見通しについて

(1) 将来の水道需要の見通しの基本的な考え方について

① 将來の水道需要の見通しと水道施設設計指針

都は、平成24年3月に、今後取り組むべき水道施設の再構築に関わる整備について、長期的な観点からその方針を定めた「東京水道施設再構築基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、その中で将来の水道需要の見通し（甲第48号証40頁から41頁まで）を示した。

この将来の水道需要の見通しは、水道施設設計指針（平成12年

3月、社団法人日本水道協会発行。乙第100号証及び第124号証。以下「指針」という。)に示された方法に基本的に従って行ったものであり、平成15年12月に都が行った予測(以下「平成15年予測」という。)と同様に、合理的なものである。

なお、原審判決(36頁から37頁まで)においても「都の平成15年12月の予測は、このような本件指針で示された方法に基本的に従って行われたものであって、合理的なものということができる。」とされている。

以下、将来の水道需要の見通しの基本的な考え方について、詳述する。

② 将来の水道需要の見通しの基本的な考え方

水は、ヒト(人)生存のためのみならず、経済その他の社会的な活動にとって不可欠のものであり、その不足は社会経済活動の維持発展の制約要因ともなる。

このため、都はこれまで、主に高度経済成長期に急増した水道の需要に応じて水源や施設の整備を行い、安定給水に努めてきた。その結果、現在都において利用している水道施設は、昭和30年代から40年代に集中的に整備されたものが多く、それらは間もなく一斉に更新時期を迎える。

これまでの水道需要予測では、水道需要や社会経済動向等についての10年から15年程度の実績期間のデータを用いて、10年程度先の水道需要を予測し、計画一日最大配水量に見合う水道施設を新たに整備してきた。

一方、今後は、既存施設を活用し、安定給水を確保しながら、長期にわたって更新を行っていく再構築の時代に入ることから、でき

る限り長期的な将来の水道需要を見据えなければならない。

そのためには、これまでの水道需要動向も可能な限り、長期にわたりて分析する必要がある。

都の水道需要は、高度経済成長期に、人口や産業の首都圏への集中、水道普及率の上昇により、大幅な増加を記録した。しかし、昭和48年のオイルショック以降、経済の低成長への移行等によって、水道需要の増加傾向は緩和され、その後は、経済の過熱や冷え込み等の景気循環を反映して、水道需要も増加と停滞を繰り返している。

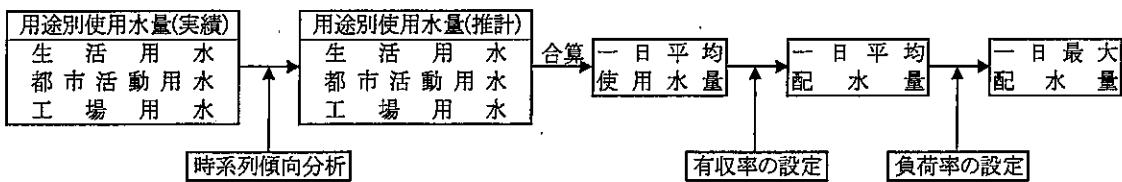
そこで、基本構想における将来の水道需要を見通すに当たっては、世界の奇跡といわれた高度経済成長の期間の影響を除くとともに、最近の傾向のみが反映されることのないように、水道需要が落ち着きを見せてきた昭和51年度から基本構想策定時の直近である平成22年度までの35年間を実績期間として見通すこととした。

その上で、将来の一日平均使用水量を求めるため、区部及び檜原村を除く多摩29市町を対象として、実績期間の用途別使用水量実績を用いて、指針に示された時系列傾向分析によるモデル式を設定した。このモデル式に、都政運営の中長期的な道筋を示す長期ビジョンである「2020年の東京」（平成23年12月、東京都生活文化局発行。）に示された人口予測の最終年度である平成47年度までの人口動向（甲第52号証25頁から26頁まで）を用いて用途別の使用水量を推計した。これらの使用水量を合算した一日平均使用水量は、平成30年代にピークを迎えると考えられる。さらに、漏水量等を考慮するため有効率を、需要の年間変動を考慮するため負荷率を用いて算出した一日最大配水量は、ピーク時におおむね600万m³/日になると見通した。

これを図示すれば、次の図1「将来の水道需要の見通しフロー図」

のとおりであり、被控訴人ら準備書面(2)38頁、被告ら準備書面(16)10頁に示した指針における算定手順と同様の手順である。

図1 将来の水道需要の見通しフロー図



なお、将来の水道需要の見通しの基礎となる一日平均使用水量は、下記アないしウの手順で、指針に基づき合理的に推計しており、用途別使用水量の実績期間計算値と実績値とは、図2、3に示したとおり、よく一致していることが分かる。

ア 実績期間である35年間の使用水量実績を、平成15年予測と同様に「生活用水」、「都市活動用水」及び「工場用水」の3用途に区分する。

イ 各用途の使用水量実績を基に、指針に示された全ての時系列傾向分析の傾向曲線（平均増減数、平均増減率、修正指數曲線式、べき曲線式、ロジスティック曲線式）を用いて、モデル式を構築する。

ウ 各用途において、イで構築したモデル式の中から、実績値と計算値の相関性が最も高い（決定係数が最も大きい）傾向曲線を採用する。

ただし、生活用水の一日平均使用水量については、生活用水一人一日使用水量（原単位）に人口を乗じることにより、算出する。

各用途の推計結果は次のとおりである。

(ア) 生活用水

<モデル式の種類、定数及び統計的適合度>

ロジスティック曲線

$$y = c - (c - K) / (1 + e^{(a - b x)})$$

c	K	a	b	決定係数
201.202457	243.369354	5.705142	0.495961	0.928

※ e は自然対数の底、 y は使用水量、 x は年次を表す変数

<生活用水一人一日使用水量（原単位）モデル式>

生活用水一人一日使用水量（原単位）=201.202457-

$$(201.202457 - 243.369354) / (1 + e^{(5.705142 - 0.495961x)})$$

(イ) 都市活動用水

<モデル式の種類、定数及び統計的適合度>

ロジスティック曲線

$$y = c - (c - K) / (1 + e^{(a - b x)})$$

c	K	a	b	決定係数
1151.661937	1309.468585	-13.647869	-0.579742	0.802

※ e は自然対数の底、 y は使用水量、 x は年次を表す変数

<都市活動用水使用水量モデル式>

都市活動用水使用水量=1151.661937-

$$(1151.661937 - 1309.468585) / (1 + e^{(-13.647869 + 0.579742x)})$$

(ウ) 工場用水

<モデル式の種類、定数及び統計的適合度>

平均増減率

$$y = y_0 (1 + r)^x$$

y ₀	r	決定係数
183.397017	-0.032816	0.927

※ y は使用水量、 x は年次を表す変数

<工場用水使用水量モデル式>

$$\text{工場用水使用水量} = 183.397017 (1 - 0.032816)^x$$

図2 生活用水一人一日使用水量の実績値、実績期間計算値、推計値

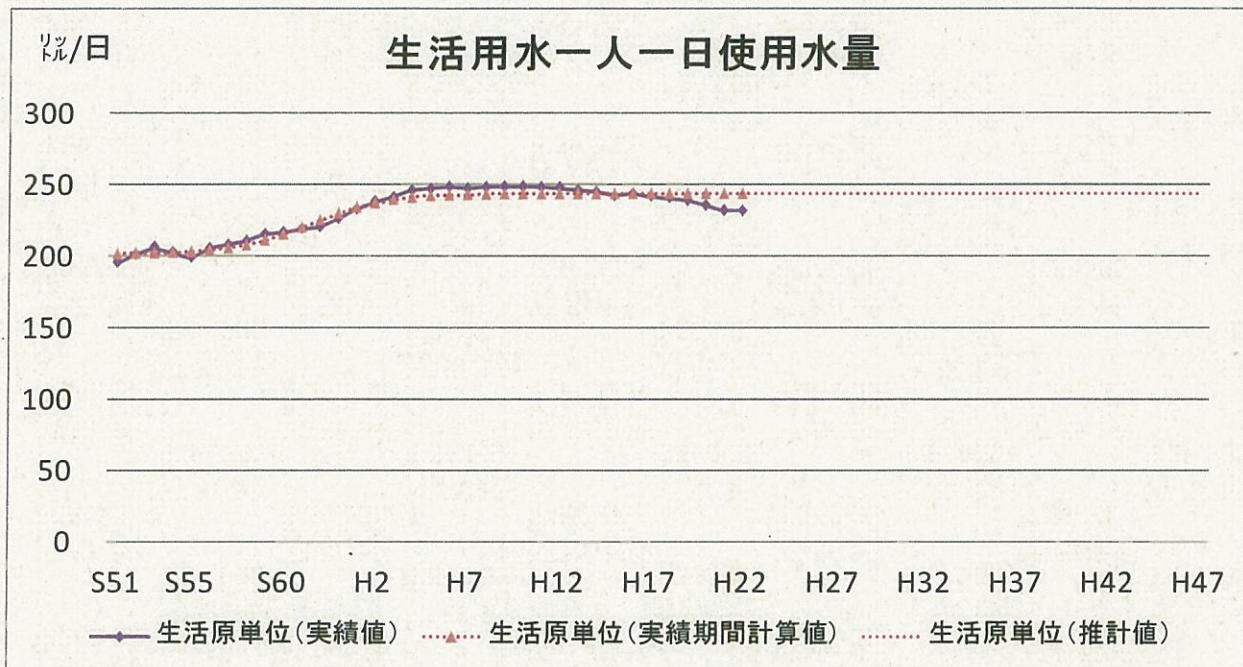
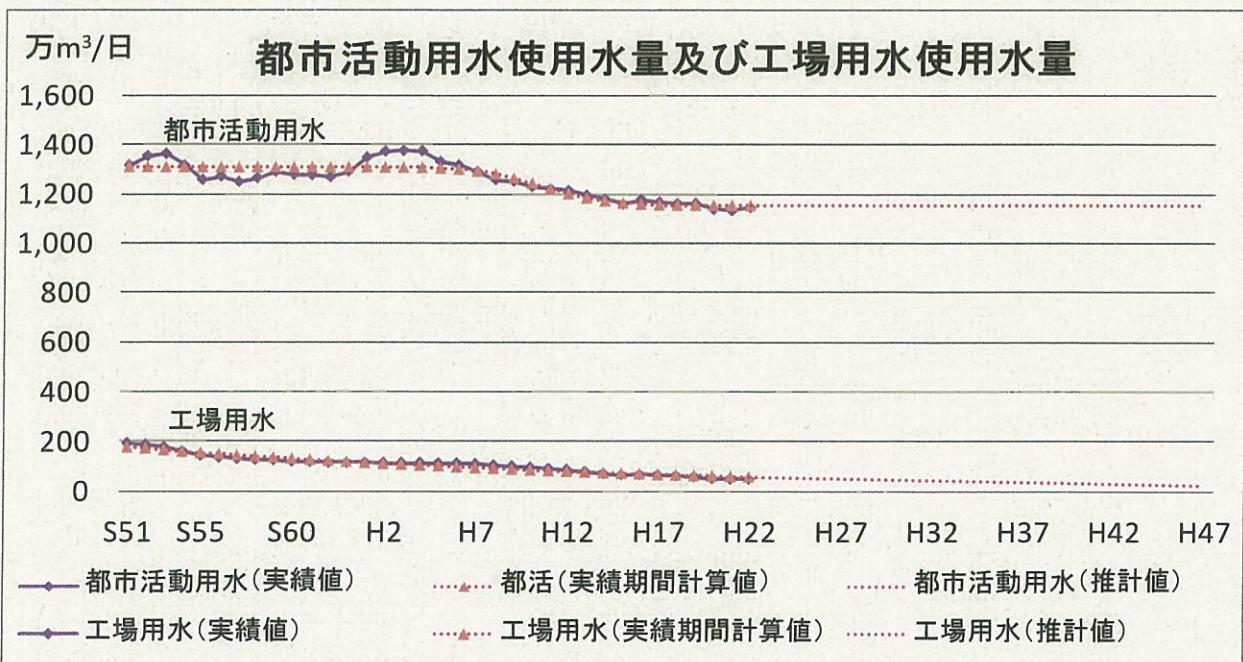


図3 都市活動用水使用水量及び工場用水使用水量の実績値、実績期間計算値、推計値



(2) 控訴人らの主張に対する反論について

ア 実績期間について

控訴人らは、将来の水道需要の見通しで、実績期間を過去35年と設定したことについて、縷々主張する（控訴人ら準備書面⑪11頁から12頁まで、嶋津証人調書8頁から9頁まで）が、基本構想において示した将来の水道需要の見通しにおける実績期間設定についての基本的な考え方は前記①②（10頁から15頁まで）で述べたとおりであり、控訴人らの主張は失当である。

なお、東京都は、日本の再生をけん引し東京の新たな発展を実現するため、再生・発展の道筋や、将来への展望を明確にした新たな都市戦略である「2020年の東京」計画を策定し、産官学が連携して経済の活性化の取組を進めているし、東京では人口増加が続いているところ、嶋津証人は大阪府水道部の予測を引き合いに出し、「大阪府水道部の予測の考え方は最近の実績を重視するものであって、至極当然のものである。」（甲49号証「東京都水道局の新水需要予測に関する意見書」9頁）などというのであるが、この考え方は、今後も我が国の経済が将来に渡って縮小を続けることを前提とするものであり、新たな発展を目指す東京都と基本的な立場を異にするものであり、論評の限りではない。

イ 生活用水一人一日使用水量の推計について

控訴人らは将来の水道需要の見通しで推計した生活用水一人一日使用水量は、最近の減少傾向が将来値に反映されないように策を弄した予測方法であり、まことに恣意的なものであると主張する（控訴人ら準備書面⑪12頁から13頁まで、嶋津証人調書9頁から10頁まで）。

しかしながら、将来の水道需要を長期的に見通すため、これま

での水道需要の動向を可能な限り長期にわたって分析する必要があることは上記アで主張したとおりである上、生活用水一人一日使用水量は、前記(1)で主張したとおり、平成15年予測でも参考にした指針に示された合理的手法により、実績値と計算値の相関の高さ（決定係数の大きさ）から傾向曲線を採用し、推計したものであり、控訴入らの主張は失当である。

ウ 有収率の設定

控訴入らは、有収率は、水道施設管理者が水道施設を然るべき管理していれば、下がる要因が存在しない性質のものであるにも関わらず、最新の実績値より低い有収率を使った根拠のない設定であると主張する（控訴人ら準備書面⑪14頁、嶋津証人調書13頁）ほか、嶋津証人も「限界はあるかもしれませんけども、水道管理者が適切な水道施設の管理を行う限りは下がる要因はないというもの」と証言している（嶋津証人調書13頁7行目ないし8行目）。

しかしながら、政令指定都市19都市の事業体の平成13年度から平成22年度までの10年間の有収率について水道統計（社団法人日本水道協会発行。）で確認したところ、17都市において、有収率が低下した実績があることから、有収率が下がる要因が存在しないとの控訴入らの主張は、根拠を欠くものである（表1）。

また、控訴入らは、将来の水道需要の見通しで設定した有収率を、最新の実績値96%より2%も低い94%を使った根拠のないものであると主張する（控訴人ら準備書面⑪13頁から14頁まで、嶋津証人調書12頁から13頁まで）が、このことについては、以下のとおり反論する。

都の有収率は、漏水防止対策を始めとする、水道施設の維持管理を適切に行ってきた結果、ここ2、3年は9.6%前後となっている（図4）。

その一方、将来に目を転じると、切迫性が指摘されている首都直下地震、東海・東南海・南海連動地震の発生など、水道事業に深刻な影響を及ぼしかねないリスクが想定される。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により、水道施設にも被害を受けた神戸市における漏水率は、地震発生前の平成5年度に比べて、地震発生直後の平成6年度は6.0ポイント、応急復旧が完了した後の平成7年度は2.5ポイント、平成8年度は1.3ポイント上昇している上に、震災前の平成5年度の漏水率に回復したのは、平成12年度であり、6年間を要している。

こうした兵庫県南部地震後の状況を踏まえると、切迫性が指摘される首都直下地震等が発生した場合、都においても、地震直後の漏水率は急激に上昇し、その後も震災前の漏水率に回復するまでには長期間を要することが想定される。

このため、有収率の設定に当たっては、ここ2、3年の実績値である9.6%に、地震等による漏水率の上昇として2ポイント程度を見込み、将来の有収率を9.4%と設定した。

このように、将来の水道需要の見通しにおける有収率は、切迫性が指摘されている首都直下地震等による漏水の増加リスクを見込んで設定したものであり、何ら不合理な点はない。

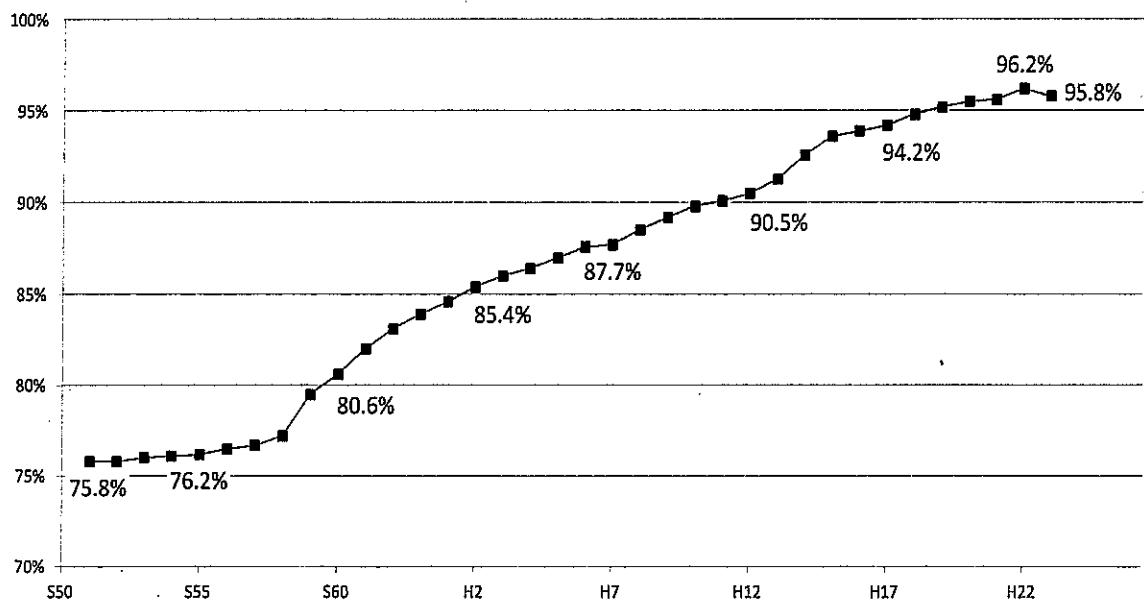
表1 政令指定都市の有収率の実績

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
札幌市	91.5	91.6	91.6	91.6	<u>90.9</u>	91.7	92.2	92.4	92.5	92.5
仙台市	91.6	<u>91.5</u>	91.6	91.7	<u>91.5</u>	91.9	92.0	92.4	93.0	93.7
さいたま市	90.0	<u>88.9</u>	<u>88.6</u>	91.2	92.2	92.7	92.9	93.3	93.7	93.7
千葉市	96.4	96.7	<u>95.8</u>	<u>95.7</u>	96.6	<u>95.2</u>	95.8	<u>95.3</u>	96.9	97.0
川崎市	86.4	<u>85.7</u>	<u>85.4</u>	86.4	86.8	87.4	<u>87.3</u>	<u>87.1</u>	87.3	89.7
横浜市	92.2	92.8	<u>92.4</u>	<u>92.1</u>	<u>91.1</u>	92.0	92.6	<u>92.0</u>	<u>91.5</u>	91.7
新潟市	95.3	95.4	<u>95.2</u>	<u>92.4</u>	93.8	<u>93.3</u>	93.3	93.8	<u>93.4</u>	93.7
静岡市	84.2	84.2	85.2	85.2	85.9	86.2	87.4	88.0	88.1	88.1
浜松市	94.4	<u>94.3</u>	<u>94.2</u>	94.3	<u>92.3</u>	93.2	93.5	94.2	94.2	<u>94.1</u>
名古屋市	91.7	92.0	92.3	92.6	92.9	93.1	93.5	93.8	93.8	<u>93.3</u>
京都市	85.4	85.6	85.6	85.7	86.2	<u>85.8</u>	86.5	86.6	<u>86.4</u>	<u>86.1</u>
大阪市	88.0	88.0	<u>87.8</u>	88.4	<u>87.7</u>	88.3	89.0	90.8	<u>89.0</u>	<u>88.6</u>
堺市	91.6	91.7	<u>90.9</u>	91.9	<u>91.5</u>	92.7	<u>92.3</u>	92.8	92.9	93.4
神戸市 (市街地)	91.7	91.7	92.0	92.4	92.5	92.7	93.1	<u>92.3</u>	92.8	92.7
岡山市	89.5	91.3	91.7	91.8	<u>88.5</u>	<u>88.2</u>	88.3	88.9	<u>88.6</u>	89.0
広島市	91.8	91.9	92.0	92.1	92.3	92.5	92.7	92.8	93.0	93.2
北九州市	87.3	<u>86.9</u>	<u>86.3</u>	86.9	87.0	88.0	88.2	<u>87.7</u>	<u>87.3</u>	<u>86.5</u>
福岡市	96.0	96.6	<u>95.5</u>	95.7	<u>94.9</u>	95.9	96.2	96.3	<u>95.9</u>	<u>95.8</u>
熊本市	88.3	89.6	<u>89.2</u>	89.5	89.5	90.0	90.7	<u>90.6</u>	91.1	91.1

※水道統計 施設・業務編（社団法人日本水道協会発行）を基に作成した。

※前年度比で有収率が低下した年度のものを太字、アンダーラインで示した。

図4 都の有収率の推移



工 負荷率の設定

控訴人らは、将来の水道需要の見通しで設定した負荷率は、一日最大配水量の将来値を大きく引き上げるため、今から30年以上前の低い負荷率を採用し、一般の予測方法と大きく逸脱したやり方をとったものであるなどと主張する（控訴人ら準備書面(1)14頁、嶋津証人尋問調書10頁から12頁まで）。

しかしながら、一日最大配水量の実績が算出した将来の一日最大配水量を上回った場合は供給能力の不足を来すことになることから、負荷率は、過去の実績や給水の安定性等を総合的に勘案して適切に設定しなければならない。

また、負荷率は、一般に、天気・気温等の気象条件、曜日、渴水、都市の性格、生活様式、企業活動等の社会条件などの様々な要因が複合的に影響して変動するものと考えられ、傾向分析によって推計するという性質のものではない（被控訴人ら準備書面(2)

48頁から49頁まで、被告ら準備書面(1)20頁から21頁まで、牧田証人調書12頁8行目ないし15行目、原審嶋津証人調書27頁10行目ないし24行目)し、現実にも、平成2年度及び平成13年度には、前年度実績比で5ポイント前後の低下が生じている(被告ら準備書面(1)20頁表)。

そこで、将来、一日平均配水量に対する一日最大配水量の比率が当該実績期間(上記アに示した35年間)内の最大値(負荷率の最低値)と同じ状況となった場合でも、都民生活に支障が生じたり、首都東京の都市機能が滞ったりすることのないよう、安定的に給水を行う必要があると考え、負荷率は当該実績期間内の最低値である79.6%を設定した。

このことは、実績期間内の最低値を負荷率として設定した平成15年予測が、原審判決において「水道水の安定供給確保の観点に重きをおいた手法を採用することは、むしろ合理的な理由があるといえる」とされていること、そして、指針に次のとおり記載されていることから合理的といえる。

「計画負荷率の設定に当たっては、長期的傾向を把握するとともに過去の実績値や図-1.2.4の給水人口規模別負荷率、さらに他の類似都市との比較を行い、気象による変動条件にも十分に留意して計画値を設定するものとする。」(乙第100号証25頁左段下から7行目ないし下から3行目)。

なお、準備書面(2)50頁に述べたとおり、実際に都と同様の水道事業者である他の主な政令指定都市でも、予測に用いた実績期間における負荷率の最低値を採用しているところが多数であるし、都の負荷率79.6%という数字は、被控訴人ら準備書面(2)51頁、被告ら準備書面(1)21頁において、平成15年予測の負

荷率81%に関して述べたのと同様に、他の主な政令指定都市と比較しても、特に低い値となっているわけではない（表2）。

表2 主な政令指定都市の計画負荷率（単位：%）

札幌市	千葉市	川崎市	横浜市	京都市	神戸市	広島市	北九州	福岡
80.0	79.7	85.9	79.7	79.6	88.2	78.0	82.4	82.9

平成24年度 東京都水道局総務部が実施した調査結果による。

才 将来の一日最大配水量について

控訴人らは、水需要の実績は減少の一途を辿り、480万m³/日まで低下しているにもかかわらず、なぜ、近い将来に600万m³/日近くまで急増するのか、まことに不可解な予測である。それは、被控訴人が無理に無理を重ねて、600万m³/日に近い値を死守したからであるなどと主張する（控訴人ら準備書面⑪8頁から10頁まで、11頁、17頁から19頁まで、21頁から22頁まで、控訴人ら準備書面⑫9頁から10頁まで、嶋津証人調書6頁から8頁まで、13頁から14頁まで）。

しかしながら、前記①に述べたとおり、基本構想において示した将来の水道需要の見通しは、これまでの水道需要動向に基づき、長期的観点から指針に示された合理的手法により、将来の水道需要を客観的に見通したものであるし、一日最大配水量の将来値が実績値を上回っているのは、上記エに示したとおり、安定給水確保を重視した負荷率を設定していることによるものである。

これらのことから、控訴人らの主張には理由がない。

カ 2035年度以降の水道需要について

控訴人らは、東京都の新予測では一日最大配水量は2020年

度593万m³/日、2035年度572万m³/日であるから、その減少速度が続ければ、2050年度には551万m³/日になると述べている（控訴人ら準備書面⑪10頁から11頁まで）が、「2020年の東京」には2035年度以降の人口動向は示されていないし（甲第52号証25頁）、被控訴人の実績期間についての基本的な考え方は前記3(1)②（10頁から15頁まで）で述べたとおりであり、これは控訴人らの独自の見解というほかない。

キ 大阪府水道部との予測の比較について

控訴人らは、大阪府の例を引用する（控訴人ら準備書面⑪15頁から19頁まで、嶋津証人調書14頁から15頁まで）が、大阪府の事業と常時給水義務を負う都の水道事業とを同一視することはできないことは、被控訴人ら準備書面②（52頁）で主張したとおりである。

4 都の保有水源について

(1) 都の保有水源量について

控訴人らは、都の保有水源量について控訴人の評価では日量687万m³であるなどと繰々主張する（控訴理由書47頁、控訴人ら準備書面⑪19頁から20頁まで、控訴人ら準備書面⑫2頁、嶋津証人調書15頁から17頁まで）が、現在の都の保有水源量は日量630万m³であることは、被控訴人ら準備書面②（53頁から56頁まで）、被告ら準備書面⑯（33頁から36頁まで）において主張したとおりである。

(2) 多摩地区の地下水について

控訴人らは、多摩地区の水道用地下水は現状程度の利用継続は可能であるとして繰々主張する（控訴理由書47頁から59頁まで、

控訴人ら準備書面(1)3頁から5頁まで、控訴人ら準備書面(2)5頁から7頁まで)。

しかしながら、被控訴人ら準備書面(2)(64頁から70頁まで)、被告ら準備書面(16)(45頁から51頁まで)において示したとおり、多摩地区の地下水は、現在の利用を将来にわたり継続できる保証はない上、地盤沈下及び水質上の問題があり、将来にわたる安定的な水源として位置付けることは困難であり、都の保有水源に含めることは適当でない。

(3) 利用量率について

控訴人らは、東京都採用の利用量率は過小として繰々主張する(控訴理由書59頁から64頁まで)が、都の設定している利用量率が適切であることは、被控訴人ら準備書面(2)(70頁から76頁まで)、被告ら準備書面(16)(51頁から56頁まで)において主張したとおりであり、控訴人らの主張には理由がない。

(4) 課題を抱える水源について

控訴人らは、課題を抱える水源は課題が解消されていると主張する(控訴人ら準備書面(2)5頁)。

しかしながら、都の保有水源には、取水の安定性に問題がある「課題を抱える水源」が含まれていることは、被控訴人ら準備書面(2)(62頁から64頁まで)、被告ら準備書面(16)(33頁から36頁まで)において主張したとおりであり、控訴人らの主張には理由がない。

5 近年の河川流況を基に利水安全度1／10として算出した水源量について

控訴人らは、利水安全度1／10で利根川等のダム等の供給可能量が大幅に減るという国土交通省が示す減少率はあくまで現実と遊離し

た杜撰な計算によって求められたものであって、それに依拠した東京都の主張には全く根拠がないと繰々主張し（控訴理由書65頁から78頁まで、控訴人ら準備書面⑪20頁から21頁まで、控訴人ら準備書面⑫3頁から4頁まで）、控訴人ら申請の嶋津証人は、国土交通省の安定供給可能量の計算では、利根川上流、中流で取水した用水の還元が一部しか見込まれていないことや、栗橋地点より下流の利根川で合流する鬼怒川と小貝川からの流入量が見込まれていないとして、国土交通省の計算を非難する（嶋津証人調書17頁から20頁まで）。

しかし、国が示した水源量の切下率（減少率）は、国土交通省がその時点で所有する観測データに基づき責任をもって算定した信頼できるものであることは、被控訴人ら準備書面(2)(23頁から25頁まで、58頁から62頁まで)、被告ら準備書面⑯(58頁から59頁まで)において主張したとおりであるし、河川管理者である国の許可を得て取水を行う（河川法23条）立場にある都が、国が管理責任を有する利根川の流量計算を独自に計算する立場にはないし、その義務もない（独自に計算したとしても、その結果を国に認めさせる法的な方法はない。）のであるから、控訴人らの主張は前提を欠き、失当である。

ちなみに、この点に関しては、本件訴訟と同様に本件ダムに係る負担金の支出の差止め等を求める訴訟において、独自に証拠調べ（調査嘱託）をしたさいたま地方裁判所平成22年7月14日判決（判例地方自治343号50頁）は、「既得の農業用水及び都市用水については、既に利水計算に用いている各基準点の流量の中に還元量が含まれていること、新たに水資源開発施設に参画し確保された農業用水及び都市用水についても、前者は効率的・効果的に利用されることが考えられることや水供給の安全性の確保の点から、後者については多様な用途が考えられることや水供給の安全性の確保の観点から、基本的に

消費されることとしていることから、それぞれ還元を見込まないこととされていること（平成21年2月13日付け調査嘱託に対する回答書）に照らすと、栗橋地点の上流ダム群から過大な放水が行われることになると認めることはできない。」とし、「確保流量が基準地点（被控訴人注：本件における基準地点は栗橋地点である。）毎に設定されるものであることからすれば、基準地点より下流の流量（被控訴人注：控訴人らが主張する鬼怒川と小貝川からの流入量を指す。）を考慮しないで確保流量を定めることをもって不合理と評価することはできない。」としている。

6 渴水について

控訴人らは、水余り現象で渴水の影響は軽微であると縷々主張する（控訴理由書79頁から82頁まで）が、渴水による影響が実際に発生したことは、被控訴人ら準備書面(2)（76頁から80頁まで）、被告ら準備書面⑯（62頁から68頁まで）において主張したとおりである。

また、控訴人らは、八ッ場ダムがあれば取水制限日数を大幅に短縮できるという国土交通省の計算は、現実を無視して行ったものに過ぎず、計算結果には現実的な意味が何もないと主張する（控訴理由書82頁から86頁まで）。

しかしながら、被控訴人ら準備書面(2)（27頁、77頁から78頁まで）、被告ら準備書面⑯（64頁から65頁まで）に示したとおり、国が公式に発表したものと都が信頼すべきではないとする根拠はない。

7 東京都水道局による本件ダム（水道水源開発施設整備事業）の事業評価について

控訴人らは、八ッ場ダム（水道水源開発施設整備事業）に関する都水道局事業評価委員会の審議内容について、水需給計画の妥当性の審議はなく、費用対効果が1を超えているということだけで事業継続を了承したとし、さらに、その費用対効果は、実態とかけ離れたものであるから、審議は全く無意味なものになっていると主張する（控訴理由書86頁から92頁まで、控訴人ら準備書面(7)19頁から20頁まで）。

しかしながら、被控訴人ら準備書面(2)（80頁から82頁まで）、被告ら準備書面(16)（71頁から72頁まで）において示したとおり、都の事業評価が適切に行われていることから、控訴人らの主張はいずれも理由がない。

8 東京都の水源に十分な余裕がないことについて

控訴人らは、東京都の水あまりの実態は否定することができない明白な事実であり、東京都にとって八ッ場ダムが無用の存在であることは議論の余地がないと縷々主張する（控訴理由書79頁、控訴人ら準備書面(11)19頁から21頁まで、嶋津証人調書20頁から21頁まで）。

しかしながら、東京都の水源に十分な余裕がないことや、将来の需要量に対して先行的に水源を確保する必要があることは、被控訴人ら準備書面(2)（82頁から83頁まで）、本件ダムによる水源確保が必要であることは、被告ら準備書面(16)（70頁から72頁まで）に示したとおりである。

また、平成24年には、8月初旬時点ではほぼ満水だった利根川上流8ダムの貯水量が、たった1ヶ月間雨が少ないだけで、9月上旬に

貯水率が4割を切るという事態に陥り、9月11日から取水制限が実施された（乙第159号証「国土交通省関東地方整備局平成24年9月10日記者発表資料」）。

平成元年以降、利根川水系では、24年間で7回もの渇水が発生していることからも、東京都が水あまりの実態にあるとは到底言えないものである。

9 首都東京における水源確保の必要性

首都東京における水源確保の必要性については被控訴入ら準備書面(2)（83頁）で既に述べたところであるが、改めて主張しておく。

水資源施設の開発は、計画から完成に至るまで長期間を要するとともに、完成後も長期にわたって使用するものであるため、50年、100年という長期的なスパンで考える必要がある。

また、近年の少雨化によって、利根川水系のダム等では、既に供給能力の低下が生じており、水源の確保に当たっては、需要の見通しはもとより、気候変動によるリスクなどを踏まえ、将来にわたる渇水に対する安全度という観点から、着実に確保すべきものである。利水安全度1／10を確保したとしても、10年に1度の確率を超える規模の渇水が生じた時には断水のおそれがあるのであって、それをもって清浄にして豊富な水の供給を図るという水道の使命（水道法1条）を達成するに十分であるとすることはできないのである。

このように、都は、将来にわたる首都東京の安定給水を確保するため、「悲観的に準備し、楽観的に対処する」という危機管理の大原則に基づき、先行的に水源の確保を行っているのである。

III 治水関係について

第1 受益者負担金の支出が違法ではないこと。

控訴人らの主張がそもそも住民訴訟の目的を逸脱したものであることは、被控訴人ら準備書面(4)4頁等において、繰り返し述べてきているとおりである。

国土交通大臣が決定した負担金の支出に際し、東京都には財務会計上の違法性が認められず、また、国土交通省の納付命令も著しく合理性を欠くものではない。すなわち、八ッ場ダム事業により、都が河川法63条に規定される「著しく利益を受ける」のかどうか、都には判断する権限がないことについては、被控訴人準備書面(4)5頁から6頁までにおいて述べたとおりである。八ッ場ダム事業に係る計画に明白な瑕疵がないことについても、被控訴人準備書面(4)6頁から7頁までにおいて述べたとおりである。

よって、被控訴人らには住民訴訟の対象となる財務会計上の義務に反する違法な点はなく、控訴人らの主張は失当なものである。

第2 都にとって本件ダムは治水対策上必要なものであること。

1 都における水害対策の重要性

利根川上流域の約4分の1を占める吾妻川流域には洪水調節機能を持つ大規模なダムがない状況であり、この流域に整備される本件ダムが利根川の治水対策上、重要な役割を果たすものであることは、被控訴人ら準備書面(4)12頁から13頁までにおいて述べたとおりである。また、万が一利根川中流域で氾濫が起きた場合には、首都圏に甚大な被害をもたらすこととなるため、本件ダムの建設により都が受

ける治水上の利益が大きいことについては、被控訴人ら準備書面(4)22頁から26頁までにおいて述べたとおりである。

2 本件ダムの必要性

洪水調節施設として、東京都にとっても本件ダムが必要不可欠な施設であることは、被控訴人ら準備書面(4)27頁から28頁までにおいて述べたとおりである。

第3 控訴人らの主張について

本書面においても述べたとおり、控訴人らの主張は住民訴訟の目的を理解しない失当なものであり、またハッ場ダムの建設主体である国が判断すべき事項ではあるものの、本件訴訟の進行に鑑み、必要かつ可能な範囲において反論する。

1 利根川における基本高水について

控訴人らは控訴人ら準備書面(3)において、国土交通省の定めた利根川の基本高水について、関良基氏の意見書等を論拠として、科学性のない流出計算モデルに基づいた過大な流量であると主張する。

これらの主張に対し、国土交通省の定めた利根川の基本高水の意味、算出方法については、被控訴人ら準備書面(4)7頁から10頁までにおいて述べたところである。また、国土交通省の定めた基本高水の妥当性については、被控訴人ら準備書面(4)10頁から12頁までにおいて述べたとおりである。

控訴人ら準備書面(3)において控訴人らが主張する内容については、平成24年8月7日に実施された関良基証人への証人尋問の中でも言及された事項であるため、関証人の見解に対する反論と合わせて、

後述する。

2 本件ダムの洪水調節効果について

控訴人らは控訴人ら準備書面(4)において、本件ダムの治水効果は下流に行くほど顕著に減衰し、東京都における洪水調節効果が不明であると主張する。また、現在「首都圏氾濫区域堤防強化対策」が巨額の費用を投じて進められていることにも言及し、その対策が完了すれば、利根川水系における堤防破堤の危険性がほぼ皆無になるため、八ッ場ダムは無用の施設であるとも主張する。

本件ダムが東京都における水害対策上重要であることについては、被控訴人ら準備書面(4)22頁から26頁までにおいて述べたとおりである。洪水の発生防止・軽減のためには、堤防整備等の河道対策とダム等の洪水調節施設をバランス良く配置することが重要であることについては、被控訴人準備書面(4)26頁から27頁までにおいて述べたとおりである。

また、「首都圏氾濫区域堤防強化対策」とは、堤防が決壊した場合に東京の都心を含む首都圏にまで氾濫水が到達する可能性がある区間の堤防（延長約70km）について、堤防拡幅による堤防強化の実施により、堤防そのものの信頼性を向上させることを目的とし、国土交通省が実施している施策である。利根川の上流から中流部及び江戸川の右岸堤防がひとたび決壊すれば、その氾濫が埼玉県東部はおろか東京都東部にまで達し、首都圏は壊滅的な被害を受けるおそれがある。また、近年の出水においても漏水が発生するなど、利根川における堤防の安全性は十分とはいえない状況である。こういった状況をふまえ、浸透に対する安全性が不足している区間のうち、堤防が決壊して洪水が氾濫した場合にその氾濫水が東京の都心にまで到達するなど、特に

被害が大きいと想定される区間において堤防強化を実施する事業が、「首都圏氾濫区域堤防強化対策」である。

すなわち、堤防強化対策は、洪水を安全に流下させるための対策として行われる堤防整備や河道掘削、ダム等の洪水調節容量の確保等とは、目的や性質がそもそも異なるものである。本対策は、堤防の信頼性及び安全性を向上させるための対策であり、本件ダム事業の必要性に関連して議論されるべきものではないのである。

3 本件ダム事業の妥当性について

控訴人らは控訴人ら準備書面(4)において、国土交通省により行われた本件ダム事業の検証は、ハッ場ダム計画を策定する前の段階で本来は真摯になされるべきであり、その場合はハッ場ダム整備案がそもそも選択されなかつたと主張する。

このことについて、本件ダム事業の妥当性に係る検証の経緯及びその結果は、被控訴人ら準備書面(4)13頁から22頁までにおいて詳述したとおりである。

また、国土交通省では検証にあたり、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が作成した「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」(乙第148号証)に則り、各治水対策案の完成にかかる費用について、検証時点から完成するまでの間の費用を、できる限り網羅的に見込んでいる(同書証37頁)。

すなわち、ハッ場ダムの検証は、ハッ場ダム計画策定前の時点からそれぞれの案に要する総費用を比較したものではなく、この点を理解していない控訴人らの主張は失当である。国土交通省の検証結果は、ハッ場ダム整備案がそもそも選択されなかつたであろうことを示す根拠には、なりえないものである。

4 費用便益比算定について

控訴人らは控訴人ら準備書面(16)において、国土交通省が費用便益比算定について、氾濫計算の洪水流量想定値を過大に設定するものである等と、その問題点について主張する。

しかし、国土交通省では治水事業の経済的な便益や費用対効果を計測することを目的とした治水経済調査マニュアル（案）（乙第160号証）を策定し、同マニュアル（案）に基づきハッ場ダムにおける洪水調節の便益計算を実施している。このマニュアル（案）は、治水事業の諸効果のうち、経済的に評価できる項目を治水事業の「便益」として把握し、一方で治水事業を実施するための費用及び維持管理に要する費用を治水事業の「費用」として算定するものである。治水事業の「費用」と「便益」を比較することで、当該事業の経済性の評価を実施できることとなる。具体的には、河川・ダム事業の新規事業採択時評価及び再評価等において、国土交通省は本マニュアル（案）を適用している。

ハッ場ダムの費用便益比算定についても、本マニュアル（案）に基づき適切に実施されており、その検証結果についてはなんら問題がないものとして、東京都としても認識している。

第4 関証人の証人尋問内容に対する反論

平成24年8月7日に実施された関良基証人への証人尋問において、関証人は、自ら国土交通省の新モデルの流出計算手法を再検証し、自身の計算結果の精度が国交省よりも高いことから、自ら算出したカスリーン台風時の利根川八斗島地点でのピーク流量が正しいものであると主張した。本書面においては、関証人の主張に対する反論を必要かつ可能な範囲内で行う。

1 流出計算手法の再現精度について

関証人は、自身の計算手法を用い、過去の中規模洪水10洪水について再現計算を行った結果、国土交通省の行った再現計算よりも再現精度が高いものとなったと主張する。しかしながら、同証人は、「森林政策学分野の一介の研究者」（甲B第128号証1頁）と自ら述べているとおり、流出計算モデルの専門家ではなく、また以下に述べるとおり、国土交通省による流出計算モデルを正確に理解しておらず、同証人による計算結果の再現精度は高いとはいえない。

国土交通省では、利根川の基本高水の検証に際し、日本学術会議において基礎方程式、数値計算手法等に誤りがないことが確認された新たな流出計算モデル（国土交通省新モデル）を使用している。この国土交通省新モデルは、利根川上流域について小流域毎に一つの貯留量を計算する、控訴人らが言う一槽モデルであり、小流域毎に流出域と浸透域の二つの貯留量を計算する、控訴人らが言う従来の二槽モデルを見直したものである。また、国土交通省新モデルは、水収支に着目した有効降雨モデルと呼ばれるものであり、総有効雨量と総直接流出高が合致するようにパラメータを決定できるものとして、日本学術会議において推奨されているモデルでもある。

関証人は、日本学術会議が行った新モデルの作動確認方法を参考に、控訴人らが言う国土技術センターモデル（二槽モデル）を用いて国土交通省新モデル（一槽モデル）の再検証を行ったところ、自身の計算結果が国土交通省の計算結果よりも再現精度が高くなったと主張する。しかし、前述のとおり両者の構造は異なることから、有効降雨強度について別のプログラム等を用いて計算し、流出計算プログラムの入力データとすることで、国土技術センターモデルによる国土交通省新モデルの再検証が可能となる。このことは、日本学術会議の資料（乙

第145号証118頁)においても記載があるところである。関証人の計算においては、この有効降雨強度の計算方法及びそのデータが、具体的に示されていない。また、証人尋問においても、証人は有効降雨強度の算出プログラムについて、「具体的にプログラムをどのように変えればいいの」かについては「意味不明」である等、全く理解していない旨の発言がなされている(関証人調書32頁)。

これらのことから、国土交通省による流出計算モデルについての関証人の理解は正確でなく、関証人の流出計算モデルは国土交通省の流出計算モデルと同じ機能を持っているとはいはず、新モデルを正しく再検証できていないものであるといえる。よって、計算結果のみを実際の流量と比較し、自身のモデルの再現精度が高いとしていることは大きな誤りであり、関証人の流出計算モデルには何ら科学的根拠が認められないものと言わざるを得ない。

また、関証人の行った計算結果と実際の流量の比較についても、関証人は決定係数 R^2 のみに着目し、国土交通省の計算手法より同証人の計算手法の再現性が高いとしている。この主張は、国土交通省の計算結果が回帰式 y (計算流量) = 1. 004x (実績流量)、 R^2 (決定係数) = 0. 71である一方、関証人の計算手法が回帰式 y = 0. 943x、決定係数 R^2 = 0. 81であることによるものである。しかし、実績流量に対する計算流量の再現性を評価する際には、決定係数 R^2 よりも、回帰式が y = xに近いこと、すなわちグラフ上で示した際の直線の傾きが1に近いことが、計算値のより正確な再現性を表すこととなる。関証人の計算手法と国土交通省の計算手法の結果について、決定係数 R^2 のみを比較して、関証人のモデルの再現性が高いことを示すことはできないのである。

2 最終流出率について

関証人は、国土交通省が用いている貯留関数法という計算手法を用い、奥利根流域と烏川流域の最終流出率を0.7と変更した以外には同じパラメータを用い、カスリーン台風洪水のピーク流量を算定したと主張する。

この最終流出率のパラメータ0.7は、関証人が日本学術会議の谷・窪田両委員の参考意見の一部を引用し、奥利根流域及び烏川流域において使用したものである。しかし、谷・窪田両委員の参考意見は、出水例の多い総降雨量が200mm程度以下では、流出率0.7ぐらいが妥当であるが、飽和雨量を200mm程度と見て、それより総雨量が大きい場合には、流出率を1にするのが安全側でもあり適切であるとしたものである（甲B第155号証13頁）。すなわち、谷委員が検証の結果、総降雨量が200mm以下の場合に限り妥当とした値を、関証人は、200mm以上の降雨に対しても恣意的に使用しているのである。

また、最終流出率のみを変更する計算手法も、関証人の誤った理解に基づくものであるといえる。国土交通省の新モデルにおいては、利根川流域上流部を4つの中流域に区分し、総降雨量と総直接流出高の関係から、一次流出率、飽和雨量等のパラメータを決定しており、日本学術会議においてもその手法は推奨されている。関証人が述べるように、奥利根流域での最終流出率を仮に0.7に変更することにした場合には、他のパラメータをキャリブレーションし直す、すなわち他のパラメータも合わせて決め直さなければ水収支が合わず、正確な計算結果は得られない。このことは、日本学術会議の「公開説明会『河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価』議事録」（甲B第163号証39頁）においても、小池委員長が指摘しているとお

りである。

関証人が国土交通省による流出計算モデルを正確に理解していないことは前述のとおりであり、そのため、他のパラメータの変更の必要性についても理解していないことは、証言の中でパラメータである「初期損失雨量」や係数「K」「P」の意味が分からないと述べている（関証人調書30頁）ことからも、明らかである。

前述のように、最終流出率のみを0.7に変更するパラメータ設定は、0.7という数値自体の意味だけでなく、他のパラメータの設定方法も無視した計算手法であり、関証人が算出した流出計算モデルには科学的な根拠がなく、妥当性が認められないことを示すものである。

3 控訴人らの主張について

上記1及び2で述べてきたとおり、関証人の流出計算手法は、その前提となる流出計算モデルの構造や各パラメータの設定方法等について、誤った理解に基づき構築されたものである。すなわち、関証人の検証結果は信頼性の低いものであり、それを論拠とする控訴人らの主張についても、妥当性に欠けるものであると言わざるを得ない。

第5 小括

被控訴人準備書面(4)28頁から29頁までにおいても述べたとおり、利根川が一度氾濫を起こせば、日本の社会経済活動に大きな影響を及ぼすこととなり、堤防の決壊は絶対に発生させてはならないものである。社会条件や自然条件の変化を踏まえ、本件ダムは一刻も早く完成されることが、東京都の治水対策上望まれるものである。

IV ダムサイトの危険性等について

第1 はじめに

控訴人らは、本件ダムについてダムサイトの危険性、地すべりの危険及び環境関係の調査が不十分だとして縷々主張している（控訴理由書第5部以下）が、これらについてはいずれも本件ダムを建設、管理する国が検討し、対処すべき問題であり、受益者の一員にすぎない東京都にはそれに関する権限も義務もないから、被控訴人らとしては、これに反論する立場はないが（被控訴人ら準備書面(3)4頁）、公表されている資料に基づいて述べると以下のとおりである。

第2 ダムサイトの危険性について

控訴人らは、本件ダムのダムサイトについて岩盤の脆弱性、危険性等について縷々主張する（控訴理由書第5部）が、これらの主張に理由がないことは、被控訴人ら準備書面(3)（5頁から18頁まで）、被告ら準備書面(16)（73頁から93頁まで）において主張したとおりである。

第3 地すべりの危険性について

1 控訴人らは、控訴理由書第6において、地すべりの危険性についても縷々主張しているが、かかる主張が失当であることは被控訴人ら準備書面(3)18頁から20頁まで、被告ら準備書面(16)93頁から100頁までに詳述したとおりである。

2 また、控訴人らは、控訴人ら準備書面(15)において、平成23年11月に作成された「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（甲D

第25号証)（以下「検証に係る検討報告書」という。）」をもとに、本件ダムにおける地すべりの危険性について主張している。控訴人らのこれら主張が失当であることは上述1のとおりであるが、この点について以下のとおり反論しておく。

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、控訴人ら準備書面(5)において、国土交通省関東地方整備局が作成した「検証に係る検討報告書」をもとに、国土交通省は、ダム貯水池周辺で地すべりが多発する危険を認め、新たな地すべり対策工事が必要と言い出したと主張し、また、国土交通省が示した新たな地すべり対策に基本的な問題があると主張する。

(2) 被控訴人らの主張について

これまで繰り返し述べてきたとおり、都は本件ダム計画の適法性及び妥当性について審査する立場はないが、可能な範囲で反論する。

国土交通省は、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討の過程において、検証対象ダム事業等の点検の一環として、地すべり対策等に関する点検を実施し、「検証に係る検討報告書」を作成したものである。この点検は、最新の全国共通の技術指針である「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」(平成21年作成)(乙第161号証)等に基づき、地すべり等及び代替地地区の対策工の必要性を点検したものである。また、この点検では、「現時点得られている最新のデータ及び技術的知見をもとに、地すべり等の対策工を必要とする可能性がある地区について、現時点を考えられる最大限の地すべり等の範囲を想定」(甲D第25号証4-3頁12行目ないし14行目)しており、その結果、新たな対策が必要となる「可能性」が示されたものである。

なお、国土交通省は、「ダムの建設にあたっては、試験湛水を行って湛水に伴う地すべり等に関する安全性を最終的に確認する」(甲D第25号証4-3頁下から2行目ないし末行)としている。

また、控訴人らは、都が地すべり対策等による総事業費の増額に拒絶反応を示している(控訴人ら準備書面¹⁵15頁から16頁まで)と主張する。しかしながら、「八ヶ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第8回幹事会)」における、都市整備局長代理の発言(甲D第27号証、乙第162号証24頁)は、同会議で示された総事業費算出の前提条件等を確認したものに過ぎず、関東地方整備局からも「今回の点検自体は「検証対象ダムの事業等の点検」の一環ということで、(中略)現在の事業計画を点検するものでございます。(中略)現段階においては、総事業費等が記載されている基本計画の変更に直結するものではない」(乙第162号証31頁18行目ないし27行目)との回答がなされている。

第4 環境関係の調査が不十分だとする点について

この点については、その主張自体失当であることから、その様な主張に対し反論する必要はないし、その意図もない(被告ら準備書面¹⁶100頁から101頁まで)。

以上